

平成 22 年一般社団法人宮城県作業療法士会定期総会議事録

平成 22 年 4 月 25 日（日）15：15～16：15 於：東北文化学園大学 1 号館 1 階階段教室

1. 開会宣言

2. 会長挨拶

3. 定足数報告

会員数 621 名。委任状による欠席回答者数 348 名。内訳は A；総会の多数意見に従う 322 名，B；総会議案書に賛成 16 名，C；総会議案書に反対 1 名，D；個人に委任 2 名，無効 7 名。総会出席者数 27（内，理事 12）名。計有効数 368 名で過半数に達しており，総会は成立されることで報告された。

4. 議長選出

事務局推薦で，仙台リハビリテーション専門学校所属の相澤祐一氏が選出，任命された。

5. 書記選出・任命

事務局推薦で，仙台リハビリテーション専門学校所属の伊藤明海氏と泉病院所属の今野和香子氏が選出，任命された。

6. 議事録署名人名選出・任命

事務局推薦で，宮城県リハビリテーション支援センター所属の吉原孝氏と，西仙台病院所属の山田孝弘氏が選出，任命された。

7. 議事

第 1 号議案：平成 21 年度事業報告（H21 年 4 月～H22 年 2 月）

上遠野会長から，総会資料通りの報告がなされ，総会承認を得た。

第 2 号議案：平成 21 年度決算報告（H21 年 4 月～H22 年 2 月）

財務部長鈴木ひろみ氏から総会資料通りの報告がなされ，総会承認を得た。

第 3 号議案：監査報告（監事意見書）

監事高橋由美氏から，総会資料どおりの監事意見がなされた。

意見に対して上遠野会長からの応答があった。

会費収入の納入率 93%という見込みは，例年の会費納入率に基づいた試算であった。実際 82.4%に留まった要員には会費の値上げも影響していると考えられる。未納会員に対し，電話や郵便による数度の督促を行なった結果でもある。各部局へ経費削減の努力を求めたが，今後は現行方法にとどまらずコンビニエンスストアからの振込みなど納入しやすい環境の整備にも努めたい。

また，会費納入率 90%が達成された場合は，600 名超の会員数であることから繰越金が発生することが予測される。税務署等に出向き，会長，担当理事も研鑽を積んでおり，法人活動を進めるなかで適正な経費の使用を目指していきたい。

H21 年度の決算では，前年度からの繰越金を，新年度会費が集まるまでの活動諸経費としていた。法人化後，年度移行時の必要経費についてあるていどのめどがついたこともあり，大幅な支出となる事務所経費についても検討が必要である。今後は公認会計士や税理士等第 3 者の関与も考えたい。

現在，会員らのボランティア協力によって成り立っている発送作業等の事務手続きは，会員数 600 名を越す規模では，会員への負担が大きいことも課題である。ご意見の通り，適性に予算執行に努めたい。

第 3 号議案は，総会承認を得た。

第4号議案：平成22年度事業計画（案）

1）法人組織検討委員会（特設委員会）の常設委員会への移行について

上遠野会長から、事業計画とこれまで特設委員会であった法人組織検討委員会について、今後も法人としての体制整備のために常設化が必要であり総会承認を得たい旨が、総会資料通りなされた。

質疑：

泉病院 高橋由美氏

H22年度の活動方針について、社会的に認められる集団を目指す点について、アピールの具体性、会長のビジョンを伺いたい。

会長回答

広報部、事業局の事業計画を参照願いたい。作業療法の写真展、相談窓口など県民への直接の窓口を設けていく。また委託事業部では、デイサービスへの派遣事業も決定しており、現場で働く他職種への支援も広い意味での広報ととらえている。

H22年6月の全国学会開催も、県民を始め県内各方面への広報活動の一環であると考える。

第4号議案について、承認を得た。

第5号議案：平成22年度予算計画（案）（H22年3月～H23年3月）

上遠野会長から、総会資料通り報告がなされ、承認を得た。

第6号議案：理事欠員に関する補充の件

上遠野会長から総会資料通り報告がなされ、会長任命者として東北厚生年金病院所属の原田勝行氏を理事とすることに承認を得た。

第7号議案：会員資格の喪失対象者の件

畑中事務局長から、総会資料にあわせ、パワーポイント資料にて下記に該当する会員氏名情報が示され、議案の趣旨説明がなされた。

- 1．年会費3年以上未納者で、督促に応じていない会員8名（内連絡先不明者3名）
- 2．退会及び移動届けが未提出のため、連絡先が不明の会員13名

質疑：

東北福祉大学 佐藤善久氏：

除名対象者全員に支払い意志がないことは確認しているのか？

畑中事務局長：

問い合わせ先の電話番号が不明な場合は、郵送物で通知している。通知文書には、定款の年会費未納による除名の告知と、異議がある場合は総会へ出席を願う旨を記載している。現在不達で返送されておらず、届いているものと判断している。

東北福祉大学 佐藤善久氏：

年会費3年以上未納者で、督促に応じない会員と、退会及び移動届けが未提出で連絡先が不明の会員という2種類があるということだが、督促に応じないとされている8名については異議申し立てが可能であることを了解したかどうかを確認できていない状況での除名であることには慎重になるべきではないか。移動先不明の会員13名については、既に他士会に入会している可能性もあるが、取りうる対処法は十分成されたのか。

畑中事務局長：

移動先不明の会員については、他士会入会の証明書等で確かめられれば、対応したい。

東北厚生年金病院 原田勝行氏：

除名という言葉に非常に重みがある。今後も制度は継続するのか。また今後除名となった場合、どこまで情報が伝わるのか。他の士会へ移動した際に制約はあるのか。

畑中事務局長：

除名については、定款の言葉をそのまま使用している。法人化に伴い定款へ除名の項が明記されている。これまでの県士会活動でも郵便物の不達や、返送物の管理などから年会費未納や届出の完了していない会員への対応の問題が明らかになってきた経過がある。また、他士会への通知などは考えていない。

泉病院 高橋由美氏：

H21年6月の定款成立とすると、3年間の未納という条件を満たすのはこれからであり、現時点で年会費の3年間未納者とはならないのではないかと。

法人組織検討委員会 久保田理事：

一般社団法人化以前の、任意団体時代の総会において年会費3年間未納者の除名について規約改正が承認を受けている。その規約改正から3年以上経過している会員を今回の除名対象としている。

上遠野会長：

行政書士へも相談した件である。定款は法人の決まりごとであるが、それよりも以前に規約を持って、任意団体として活動していた実績がある。定款成立に伴い、さかのぼって定めてよいと助言を受けた。

庶務部長 三橋氏：

発送作業の煩雑さがなかなか改善されず、会員数の確定と送付先を明確にしたい実情を報告したい。除名の通知や督促に対する回答が確実でないことは否定できないが、確かめにくい状況であることはご理解いただきたい。

東北福祉大学 佐藤善久氏：

業務の煩雑さは理解する。しかし、除名を初めて適応する事例である。本人から答えが戻ってこないことをもって回答としてよいのか、そのような状況で総会で承認してよいのかと意見したい。協会への問合せや内容証明郵便など、努力をしたことを証明できることが必要ではないか。

畑中事務局長：

現在、協会会員情報システムと県士会の名簿はリンクしていない。また、他士会への移動後は一切情報の把握もできないため、協会データと県士会データの照合は困難である。県士会としても今年度は、改めて協会会員番号の登録を予定しているが、現段階では協会への所属、退会について問い合わせまで行っていない。今後協会員資格の有無については、協会への問い合わせの上で県士会での対応を再度協議したい。

東北福祉大学 佐藤善久氏：

システム管理など、技術面の問題ではなく、全名簿を整理してからということよりも、除名という大きな結果を総会で議決することが理事会の総意なのかを問いたい。個人的には、もう1年手続きを踏みとどまってもよかったという考えである。

財務部長 鈴木ひろみ氏：

年会費の督促に応じない8名のうち、協会からも協会費3年未納のため、県士会に氏名通達された方が5名ほど含まれるが、所在がはっきりしない方が多いのが現状である。県士会として連絡可能な人には連絡をしているが、応答確認は難しい。

上遠野会長：

決して強行採決をしたいわけではない。会員あつての士会であり、除名に関する弁明の機会を与えたいのが総会の趣旨である。ある程度の年数を費やした結果であることもご理解いただきたい。県士会独自の会員情報管理システムを作る必要性も感じている。除名については、3/4の議決を必要としている。もし、この総会で否決されるようであれば、次年度の総会での審議としたい。採決については可能と考える。

事業局次長 本多氏：

最終的な修正案を作るまで、年会費督促に応じない会員についての除名についてと、連絡先不明の会員についての除名は、今後協会への問合せにより協会の有無や連絡先が明確でないことが確認されてからの決ということで分けて採決としてはいかがだろうか。

畑中事務局長：

7号議案の1.年会費3年以上未納者で督促に応じていない会員と、2.退会及び異動届が未提出のため、連絡先が不明の会員について分割して議決をとりたい。

第7号議案1について、10/15名の賛成であり3/4に満たないため否決された。

第7号議案2について6/15名の賛成であり満たないため否決された。

審議後、上遠野会長から熱心な審議について感謝の念が述べられた。

会員の資格取得、喪失は非常に意味のあることであり、会員の参加が士会の中心であることから、第7号議案2の該当者については資格確認をすすめるように取り組みたい。第7号議案1についても定款に則った提案であり、定款の変更は考えていない。連絡が可能であれば意志を確認したい。県士会へ戻ってきて頂くことも含め、県士会独自で所在を追えるようなシステムについても検討したい。

第8号議案：その他

審議事項なし。

8. 議長・書記解任

9. 閉会宣言